調査計画

１　調査の名称

作物統計調査（注１）

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
　①　面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
　②　作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

(1)　地域的範囲

ア　面積調査（■全国　■その他）

(ｱ)　耕地面積調査

全国（**別添１**の「１　耕地面積調査」を参照）

(ｲ)　作付面積調査

農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「２　作付面積調査」を参照）

イ　作況調査（■全国　■その他）

(ｱ)　予想収穫量調査

水稲について全国（**別添１**の「３　予想収穫量調査」を参照）

(ｲ)　収穫量調査

農林水産大臣が定める基準（以下「基準」という。**別添２**を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「４　収穫量調査」を参照）

(2)　属性的範囲（■個人 ■世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

ア　農業協同組合、荒茶工場、日本ビート糖業協会、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ　耕地の所有者又は耕作者（農林業経営体を含む。）

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

(1)　報告者数（注２）

ア　作付面積調査のうち、水稲以外の作物に関する調査

(ｱ)　関係団体等（陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物、茶、果樹、野菜及び花きに関する調査）：　約 5,000（延べ）（全数）

調査対象名簿は、作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿

(ｲ)　日本ビート糖業協会（てんさい）：１（全数）

(ｳ)　製糖会社・製糖工場等（さとうきび）：約 90（全数）

調査対象名簿は、さとうきび調査対象一覧表

イ　収穫量調査のうち、水稲以外の作物に関する調査

(ｱ)　関係団体等（陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物、果樹、野菜及び花きに関する調査）：　約 4,800（延べ）（全数）

調査対象名簿は、作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿

(ｲ)　荒茶工場（茶に関する調査）：　約 1,400（母集団の大きさ 約 3,900）

調査対象名簿は、荒茶工場母集団一覧表

(ｳ)　日本ビート糖業協会（てんさい）：１（全数）

(ｴ)　製糖会社・製糖工場等（さとうきび）：約 90　（全数）

調査対象名簿は、さとうきび調査対象一覧表

(ｵ)　農林業経営体（茶、てんさい及びさとうきびに関する調査を除く。）：約 60,000（母集団の大きさ 約 290,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した標本経営体母集団名簿（作物別）

（注２）上記ア及びイ以外の調査については、関係団体等又は農林業経営体に報告を求める方法ではなく、地方農政局等の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集（以下「実測調査」という。）により行う（詳細は、後記６（２）を参照）。「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

(2)　報告者の選定方法（■全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　□有意抽出）

ア　荒茶工場を除く関係団体等については、全数調査により行う。

イ　荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、

標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、**別添３**の「４　荒茶工場の抽出方法」(注３)を参照。

ウ　農林業経営体については、無作為抽出により行う。標本となる農林業経営体の抽出方法については、**別添３**の「３　農林業経営体の抽出方法」を参照。

（注３）別添３では、イ及びウのほか「１　標本単位区の抽出方法」及び「２　作況標本筆の抽出方法」において、実測調査を行う際の対象地域となる標本単位区（全国の区域を区分して抽出した区域：約 40,000 単位区）及び作況標本筆（水稲の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域：約 8,000 筆）の抽出方法について記載している。
　なお、水稲の作況調査においては、作況標本筆のほか、作柄の代表的なほ場を「作況基準筆」（約 300 筆）として有意に選定し、廃業等の場合を除き、原則として固定して調査している。

(3)　報告義務者

ア　関係団体等又は農林業経営体を代表する者は、後記５に掲げる事項について、配布された調査票に記入して地方農政局等の長に、その定める期日までに提出しなければならない。

イ　関係団体等又は農林業経営体を代表する者が前記アに定める提出をすることができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって前記アに定める提出をしなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1)　報告を求める事項（詳細は、別紙「調査事項」を参照）

ア　面積調査

(ｱ)　耕地面積調査については、耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

(ｲ)　作付面積調査については、作物の種類別作付面積

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

作付面積の増減要因等については、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

イ　作況調査

(ｱ)　予想収穫量調査については、水稲の時期別の予想収穫量

(ｲ)　収穫量調査については、作物の種類別収穫量（果樹及び野菜にあっては出荷量を含む。花きにあっては出荷量に限る。）

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

収穫量調査の農林業経営体用調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項、

出荷割合に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（**別添１**を参照）現在によって行う。

６ 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統（注４）

ア　地方農政局の管轄区域

農林水産省－地方農政局－報告者

イ　北海道

農林水産省－北海道農政事務所－報告者

ウ　沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者

（注４）ただし、４の（１）のア及びイ以外の調査については、関係団体等又は農林業経営体に報告を求める方法ではなく、実測調査により行う（詳細は、後記（２）を参照）。

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） ■調査員調査 ■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

ア　面積調査

(ｱ)　耕地面積調査

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査（別記様式第１号による。）

(ｲ)　作付面積調査

ａ　水稲

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査（別記様式第１号による。）

ｂ　水稲以外の作物

地方農政局等の長が選定した関係団体等に対して調査票を配布して行う郵送自

計調査（別記様式第２号から第 12 号までによる。）

関係団体等の協力が得られる場合は、前記の回収方法のほか、オンライン（政府統計共同利用システム）又は電子メールにより回収する自計調査の方法も可能とする。

イ　作況調査

(ｱ)　予想収穫量調査

水稲について、地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査（別記様式第 13 号による。）（注５）

（注５）実測調査を行う事務手続の過程において、実測調査の対象となる作況標本筆の所有者から一部事項について聞き取りを行う場合がある（収穫量調査において同じ。）。
また、集計に当たっては、実測調査により把握した事項のほか、過去の調査結果や気象データも活用する。

(ｲ)　収穫量調査

a　水稲

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査(別記様式第 13 号による。)

b　水稲以外の作物

地方農政局等の長が選定した関係団体等又は農林業経営体に対して調査票を配布して行う郵送自計調査（別記様式第４号から第 12 号まで及び第 14 号から第 23 号までによる。）

関係団体等又は農林業経営体の協力が得られる場合は、前記のほか、政府統計共同利用システムによる回収又は電子メールにより配布・回収する自計調査の方法も可能とする。

7　報告を求める期間

(1)　調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　■１年　□２年　□３年　□５年　□不定期　■その他（予想収穫量調査は年２回）

１年（品目によっては、３年又は６年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う（**別添１**を参照）。）

(2)　調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア　面積調査

(ｱ)　耕地面積調査

７月上旬～７月下旬(注６)

(ｲ)　作付面積調査

a　水稲

７月上旬～７月下旬(注６)

b　水稲以外の作物

調査票の提出予定時期については、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が定める時期とする(注７)。

イ　作況調査

(ｱ)　予想収穫量調査

（９月 25 日現在調査）９月中旬～９月下旬(注８)

（10 月 25 日現在調査）10 月中旬～10 月下旬(注８)

(ｲ)　収穫量調査

a　水稲

水稲の収穫期

b　水稲以外の作物

調査票の提出予定時期については、統計部長が定める時期とする(注７)。

（注６）７月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて６月から実測調査を行う場合がある。これにより、調査の基準となる７月 15 日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を７月 15 日時点の結果として扱う。

（注７）作物や地域によって作付・収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

（注８）水稲の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要があり、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査（9 月 25 日現在、10 月 25 日現在）、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。

８　集計事項

前記５(1)に掲げる事項について、都道府県別に集計する。

詳細については、**別添４**(注９)を参照。

なお、集計に当たっては、前記６により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注９）水稲に関する７月 15 日現在の作柄の良否（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。）及び８月 15 日現在の作柄の良否（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。）については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。

９　調査結果の公表の方法及び期日

(1)　公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat 以外） □印刷物 □閲覧（　））

調査結果は、インターネット（農林水産省ホームページ及び e-Stat）に掲載する。

(2)　公表の期日

農林水産大臣は、全国結果の概要を集計後速やかに、その詳細については逐次公表する。

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**のとおり。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用していない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1)　保存期間

ア　調査票の原票については５年

イ　調査票の内容を収録した電磁的記録については永年

(2)　保存責任者

ア　調査票の原票については地方農政局等の長

イ　調査票の内容を収録した電磁的記録については統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添1

作物統計調査の調査期日及び調査範囲

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
1　耕地面積調査	全ての耕地	7月15日	全国の区域
2　作付面積調査	水稲	7月15日	全国の区域
	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県)。 ただし、６年ごとに全国の区域
	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域
	大豆	9月1日	全国の区域
	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県）。 ただし、３年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 ただし、その他の飼料作物は全国の区域を調査する年に調査	収穫期	主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県）。 ただし、３年ごとに全国の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（レタス、サラダ菜）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県）。 ただし、３年ごとに全国の区域
	てんさい	収穫期	北海道の区域
	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、収穫量調査の全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）を実施	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県）。 ただし、３年ごとに全国の区域

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
3　予想収穫量調査	水稲	９月25日	全国の区域
		10月25日	全国の区域
4　収穫量調査	水稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域
	てんさい		北海道の区域
	さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶		年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域 一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位３都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ。
	みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県)。 ただし、６年ごとに全国の区域
	パインアップル		沖縄県の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（レタス、サラダ菜）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）を実施		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県）。 ただし、６年ごとに全国の区域

別添２

作況調査に係る作物の選定基準

農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。

１　食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 15 条第１項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画において生産努力目標が定められた作物の種類（野菜について生産努力目標が定められている場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号）第１条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第８条に規定する種類に限り、果樹について生産努力目標が定められている場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和 36 年政令第 145 号）第２条に規定する種類に限る。）であること。

２　調査の結果が得られた直近の２年間連続して耕種部門全体の生産額に占める生産額の割合が１パーセント以上である作物（１に規定する作物を除く。）の種類（花きが該当する場合にあっては、花き全体の生産額に占める生産額の割合が１パーセント以上である種類に限る。）

別添３

標本の抽出方法

１　標本単位区の抽出方法

標本単位区の抽出方法は、次のとおり。

(1)　単位区の編成

地方農政局等の長は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した 200m 四方（北海道にあっては 400m 四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。

(2)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、(1)の単位区を、その耕地の地目により分類し、同一の分類に属するものをもって地目階層を編成し、次いで、ほ場整備の状況等により分類し、同一の分類に属するものをもって性格階層を編成し、性格階層別単位区リストを作成する。

(3)　標本の大きさの算出

統計部長は、都道府県別に耕地の田畑別面積又は水稲作付面積についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添３において同じ。）に通知する。

内閣府沖縄総合事務局長にあっては、通知された標本の大きさを農林水産センター別の耕地の種類別面積又は水稲作付面積についての調査結果が十分な精度を保持するよう、必要な標本の大きさを農林水産センター別に算出し、農林水産センターの長に通知する。

(4)　標本の配分

地方農政局等の長は、(3)により通知された標本の大きさを、都道府県別（沖縄県にあっては、農林水産センターの管轄区域別）の地目階層別に、総単位区数に耕地の田畑別面積又は水稲作付面積の母標準偏差を乗じた積に比例して配分し、次いで、地目階層別の標本の大きさを、性格階層別に当該性格階層の総単位区数に比例して配分する。

(5)　標本の抽出

地方農政局等の長は、(4)により配分した性格階層別の標本を、(2)により作成した性格階層別単位区リストから系統抽出法により抽出する。

２　作況標本筆の抽出方法

作況標本筆の抽出方法は、次のとおり。

(1)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、標本単位区のうち水稲の栽培の用に供される単位区を、水稲の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。

(2)　標本の大きさの算出

統計部長は、都道府県別に水稲の 10a 当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

(3)　標本の配分

地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稲の作付面積に 10a 当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。

(4)　標本の抽出

地方農政局長は、(3)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稲の作付けされた筆から系統抽出法により作況標本筆を抽出する。

３　農林業経営体の抽出方法

収穫量調査のうち、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、そば、なたね、果樹、野菜及び花き調査に係る農林業経営体の抽出方法は、次のとおり。

なお、直近の全国調査年において収穫量に占める関係団体等の取扱数量の割合が８割以上である都道府県においては、10a 当たり収量が関係団体等への調査によって概ね把握できることから農林業経営体への調査は実施しない。

また、直近の全国調査年において当該作物（品目）の作付面積、栽培面積若しくは収穫面積が５ha 未満（飼料作物は 50ha 未満）又は母集団の大きさが 30 戸未満（果樹は 40 戸未満）の都道府県においては、必要な標本の大きさが得られないことから実施しない（野菜については、品目の母集団の大きさが 30 戸未満であっても、当該作物の作付面積が５ha 以上の場合はこの限りではない。）。

(1)　母集団名簿の作成

統計部長は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けし、及び関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出し、母集団名簿を作成する。

ただし、飼料作物については、農林業センサスの飼料作物の作付けに関する調査項目がないため、牛を飼っている、かつ田・畑（牧草地）耕地がある農林業経営体及び農作業の受託料金収入で飼料用作物作がある農林業経営体とする。

(2)　標本の大きさの算出

統計部長は、(1)で作成した母集団名簿を用い、作物別に 10ａ当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出する。

注１：都道府県別の標本の大きさについては、抽出率 30％を上限とし、300 を超える場合は 300（果樹は 250 を超える場合は 250）、20 を下回る場合は抽出率に関わらず 20（果樹は 40 を下回る場合は抽出率に関わらず 40）とする。

２：野菜は、直近の農林業センサスにおける品目別農林業経営体の母集団の大きさに応じて配分している。

(3)　標本の配分

統計部長は、都道府県別に、必要に応じて、作物別の母集団の分布状況に応じた作付形態別階層区分を設け、形態別ウエイトにより標本の配分を行い、地方農政局長に通知する。

(4)　標本の抽出

地方農政局長は、(3)により通知された標本を、階層別に系統抽出法又は調査対象作物の作付面積に基づく確率比例抽出により農林業経営体を抽出する。

なお、標本の大きさの２分の１を継続標本とするが、母集団の大きさによりこの限りではない。

４　荒茶工場の抽出方法

収穫量調査のうち、茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおり。

(1)　荒茶工場母集団の整備・補正

地方農政局等の長は、「荒茶工場母集団一覧表」を６年周期で作成し、これを基に中

間年については、市町村、普及センター、茶関係団体等関係機関からの情報収集により、荒茶工場の休業・廃止又は新設があった場合には削除又は追加をし、また、茶栽培面積、生葉の移出入等大きな変化があった場合には当該荒茶工場について母集団一覧表を整備・補正する。

(2)　母集団の階層分け及び標本の配分

統計部長は、母集団一覧表に基づき、都道府県別に次の方法により標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

ア　階層の設定

母集団一覧表の荒茶工場別の年間計荒茶生産量を指標とし、都道府県別の荒茶工場を全数調査階層と標本調査階層に区分する。

イ　標本の大きさの算出

都道府県別の標本の大きさは、全数調査階層の荒茶工場数と標本調査階層の荒茶工場数を足したものとし、標本調査階層については一定の精度が確保できるよう標本の大きさを算出する。この場合、全数調査階層は荒茶生産量規模別の分布状況に応じて別途統計部長が定める一定生産量以上を有する工場の階層とし、残りを標本調査階層とする。

また、標本調査階層にあっては、階層内分散が小さく、階層間分散が大きくなるように最大で３程度の階層に区分する。

ウ　標本調査階層内の標本配分

階層ごとの荒茶工場の年間計荒茶生産量（母集団リスト値）の標準偏差を基に、標本調査階層を区分した各階層の標本の大きさを配分する。

(3)　標本の抽出

地方農政局長は、(2)により通知された標本を、階層別に系統抽出法により標本荒茶工場を抽出する。

別添4

作物統計調査　集計表表題一覧

番号	表　　題	種類	集計地域
1	耕地面積調査 本地・けい畔別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑	全国、農業地域、都道府県
2	耕地面積調査 畑耕地の種類別面積	(1)普通畑、(2)樹園地、(3)牧草地	全国、農業地域、都道府県
3	耕地面積調査 耕地の拡張・かい廃面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑 注：かい廃の内訳として荒廃農地を表章する。	全国、農業地域、都道府県
4	作付面積調査 水稲（総数）作付面積		全国、農業地域、都道府県
5	作付面積調査 水稲主食用作付（見込）面積		全国、農業地域、都道府県
6	作付面積調査 水陸稲（子実）作付面積	(1)水陸稲計、(2)水稲、(3)陸稲	全国、農業地域、都道府県 注：陸稲については、主産県調査年は全国値、主産県
7	作付面積調査 麦類（子実）作付面積	(1)小麦、(2)二条大麦、(3)六条大麦、(4)はだか麦 注：田畑別に表章する。	全国、農業地域、都道府県
8	作付面積調査 大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ、なたね作付面積	(1)かんしょ、(2)大豆、(3)そば、(4)なたね 注：かんしょ、大豆及びそばは、田畑別に表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：かんしょについては、主産県調査年は全国値、主産県
9	作付面積調査 果樹栽培面積	(1)みかん、(2)その他かんきつ類、(3)りんご、(4)日本なし、(5)西洋なし、(6)かき、(7)びわ、(8)もも、(9)すもも、(10)おうとう、(11)うめ、(12)ぶどう、(13)くり、(14)パインアップル、(15)キウイフルーツ	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
10	てんさい作付面積調査		北海道
11	さとうきび作付面積調査		全国、鹿児島県、沖縄県
12	作付面積調査 茶栽培面積		全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
13	作付面積調査 飼料作物作付（栽培）面積	(1)飼料作物計、(2)牧草、(3)青刈りとうもろこし、(4)ソルゴー 注：田畑別に表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
14	作付面積調査 えん麦（緑肥用）	注：田畑別に表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
15	水稲予想収穫量調査（9月25日現在） 作付面積（総数、主食用）、10a当たり予想収量、予想収穫量（主食用）	注：早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。	全国、農業地域、都道府県
16	水稲予想収穫量調査（9月25日現在） 作柄概況	注：早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。	都道府県
17	水稲予想収穫量調査（9月25日現在） 作況指数（作柄表示地帯別）		都道府県の作柄表示地帯
18	水稲予想収穫量調査（10月25日現在） 作付面積（子実、主食用）、10a当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）		全国、農業地域、都道府県
19	水稲予想収穫量調査（10月25日現在） 作況指数（作柄表示地帯別）		都道府県の作柄表示地帯
20	水陸稲収穫量調査（水陸稲計） 作付面積、収穫量		全国、農業地域、都道府県
21	水陸稲収穫量調査（水稲） 作付面積（子実、主食用）、10a当たり収量、収穫量（子実、主食用）		全国、農業地域、都道府県
22	水陸稲収穫量調査（陸稲） 作付面積、10a当たり収量、収穫量		全国、農業地域、都道府県 注：陸稲については、主産県調査年は全国値、主産県

23	水陸稲収穫量調査（水稲） 収量構成要素		全国、農業地域、都道府県
24	水陸稲収穫量調査（水稲） 作況指数（作柄表示地帯別）		都道府県の作柄表示地帯
25	水陸稲収穫量調査（水稲） 玄米のふるい目幅別重量分布		全国、農業地域、都道府県
26	水陸稲収穫量調査（水稲） 玄米のふるい目幅別10a当たり収量		全国、農業地域、都道府県
27	麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物収穫量調査 作付面積、10a当たり収量、収穫量	注1：麦類については、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦別に表章。また、北海道の小麦については、春まき及び秋まき別に表章する。 2：宮崎県及び鹿児島県のかんしょについては、内訳としてでん粉原料用仕向け量を表章する。 3：飼料作物については、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー別に表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：かんしょ及び飼料作物については、主産県調査年は全国値、主産県
28	てんさい収穫量調査 作付面積、10a当たり収量、収穫量		北海道
29	さとうきび収穫量調査 栽培面積、収穫面積、10a当たり収量、収穫量	注：作型（夏植、春植及び株出）別に表章する。	全国、鹿児島県、沖縄県
30	茶収穫量調査 摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量、10a当たり生葉収量、摘採面積率、製茶歩留まり	注：年間計及び一番茶の別に表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、主産県計、主産県
31	果樹収穫量調査 結果樹面積、10a当たり収量、収穫量、出荷量	(1)みかん、(2)りんご、(3)日本なし、(4)西洋なし、(5)かき、(6)びわ、(7)もも、(8)すもも、(9)おうとう、(10)うめ、(11)ぶどう、(12)くり、(13)キウイフルーツ 注：内訳等がある品目については、併せて表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
32	果樹収穫量調査 栽培面積、収穫面積、10a当たり収量、収穫量、用途別出荷量	パインアップル	沖縄県、沖縄本島、八重山
33	果樹収穫量調査 用途別出荷量	(1)みかん、(2)りんご	主産県計、主産県
34	野菜作付面積調査・収穫量調査 作付面積、10a当たり収量、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)かぶ、(3)にんじん、(4)ごぼう、(5)れんこん、(6)ばれいしょ、(7)さといも、(8)やまのいも、(9)はくさい、(10)こまつな、(11)キャベツ、(12)ちんげんさい、(13)ほうれんそう、(14)ふき、(15)みつば、(16)しゅんぎく、(17)みずな、(18)セルリー、(19)アスパラガス、(20)カリフラワー、(21)ブロッコリー、(22)レタス、(23)ねぎ、(24)にら、(25)たまねぎ、(26)にんにく、(27)きゅうり、(28)かぼちゃ、(29)なす、(30)トマト、(31)ピーマン、(32)スイートコーン、(33)さやいんげん、(34)さやえんどう、(35)グリーンピース、(36)そらまめ、(37)えだまめ、(38)しょうが、(39)いちご、(40)メロン、(41)すいか 注：内訳等がある品目については、併せて表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
35	野菜作付面積調査・収穫量調査 用途別出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)レタス、(9)ねぎ、(10)たまねぎ、(11)きゅうり、(12)なす、(13)トマト、(14)ピーマン	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県
36	野菜作付面積調査・収穫量調査 作付面積、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)レタス、(9)ねぎ、(10)たまねぎ、(11)きゅうり、(12)なす、(13)トマト、(14)ピーマン	野菜指定産地計、野菜指定産地を包括する市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村
37	花き収穫量調査 作付（収穫）面積、出荷量	(1)切り花類、(2)球根類、(3)鉢もの類、(4)花壇用苗もの類 注1：品目については花き計の生産額に占めるシェアが1％以上の品目を表章する。 2：内訳等がある品目については、併せて表章する。	全国、農業地域、都道府県 注：主産県調査年は、全国値、主産県

別添5

調査結果の公表予定時期

調　　査	作　　物			公表予定時期	
				概要	詳細
耕地面積調査	全ての耕地			10月下旬	翌年２月下旬
作付面積調査	水稲		（総　数）	10月中旬	翌年２月下旬
			（子実用）	11月中旬	
	陸稲			12月上旬	翌年２月下旬
	麦類			11月下旬	翌年３月下旬
	大豆			10月下旬	翌年２月下旬
	そば			－	翌年４月上旬
	なたね			12月下旬	翌年４月上旬
	茶、果樹			10月中旬	翌年３月下旬
	かんしょ			翌年２月上旬	翌年３月下旬
	飼料作物、えん麦（緑肥用）			翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい		翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび		翌年６月中旬	翌年８月下旬
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ		翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ		翌年２月上旬	翌年12月下旬
		秋冬野菜、特定野菜等		翌年８月下旬	翌年12月下旬
	花き			翌年６月下旬	翌年10月中旬
予想収穫量調査	水稲	（９月25日現在）		－	10月中旬
		（10月25日現在）			11月中旬
収穫量調査	水稲			12月上旬	翌年２月下旬
	陸稲			12月上旬	翌年２月下旬
	麦類			11月下旬	翌年３月下旬
	大豆			－	翌年４月上旬
	かんしょ			翌年２月上旬	翌年６月下旬
	飼料作物			翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい		翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび		翌年６月中旬	翌年８月下旬
	そば			－	翌年４月上旬
	なたね			12月下旬	翌年４月上旬
	茶		（一番茶）	８月中旬	翌年６月下旬
			（年間計）	翌年２月中旬	
	果樹	りんご、みかん		翌年５月下旬	翌年12月下旬
		キウイフルーツ		翌年８月上旬	
		パインアップル		翌年８月下旬	
		びわ、おうとう、うめ		11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも		翌年１月下旬	
		日本なし、ぶどう		翌年２月中旬	
		西洋なし、かき、くり		翌年４月中旬	翌年12月下旬
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ		翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ		翌年２月上旬	翌年12月下旬
		秋冬野菜、特定野菜等		翌年８月下旬	翌年12月下旬
	花き			翌年６月下旬	翌年10月中旬

別紙

（調査事項）

１　面積調査

（1）耕地面積調査

耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

（2）作付面積調査

調査対象作物の作付（栽培）面積

２　作況調査

（1）水稲

生育状況、登熟状況、10ａ当たり収量等

（2）水稲以外の作物

調査対象作物ごとに以下の項目（ただし、品目に応じ個別の調査事項は異なる。）

・作付面積（栽培面積）

・収穫量（花きを除く。）

・出荷量（果樹、野菜及び花きに限る。）

・出荷先別割合（農林業経営体への調査に限る。）

作物統計　推計方法

具体の記載

1　面積調査

(1) 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「対地標本実測調査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乗じ、これに台帳補正率（台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

また、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完している。

(2) 水稲以外の作付（栽培）面積調査

集計結果は、関係団体等への調査の単純積算に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。

2　作況調査

(1) 水稲

ア　10ａ当たり玄米重の算定

(ｱ)予想収穫量調査

刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、１穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量のうち実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10ａ当たり玄米重を予測する。

(ｲ) 収穫量調査

各作況標本筆について、一定株数（１㎡分×３か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、飯用に供し得る玄米（農産物規格規程（平成13年２月28日農林水産省告示第244号）に定める三等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70㎜以上であるもの）となるように選別し、10ａ当たり玄米重を決定する。

なお、予想収穫量調査において、収穫期を迎えている場合、同様の方法で、10a当たり玄米重を決定する。

イ　10ａ当たり収量の推定

各作況標本筆の10ａ当たり玄米重を基に、都道府県別の10ａ当たり玄米重平均値を推定し、これにコンバインのロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）や被害データ等を加味して検討を行い、都道府県別の10ａ当たり収量を推定する。

さらに、作況基準筆（10ａ当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完する。

ウ　収穫量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した 10ａ当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

(2) 茶（摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量）

荒茶工場に対する調査結果を基に算出した、全数調査階層の集計値に標本調査階層の各階層の推定値を加えて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(3) 水稲及び茶以外の作物

収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した 10a 当たり収量（関係団体調査にあっては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出している。

また、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

作物統計　目標精度

具体の記載
Ⅰ　目標精度 1　面積調査 (1) 耕地面積調査及び水稲作付面積調査 耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう、都道府県別に田畑別の耕地面積及び水稲作付面積の大小、それぞれの全国面積に占めるカバレッジ等を考慮し、0.47～9.60%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作付面積調査 関係団体等に対する全数調査等を用いて算出していることから、目標精度は設定していない。 2　作況調査 (1) 水稲 道府県別の 10a 当たり玄米重に対し、全国平年収穫量に占める道府県別の平年収穫量の割合を考慮し約１～２%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作物 全国の 10a 当たり収量の精度について、麦類、大豆、指定野菜、みかん及びりんごにあっては１～２%、その他の作物にあっては２～３%を確保できるよう、都道府県別に全国の収穫量割合を考慮し３～15%又は５～20%の目標精度を設定している。 Ⅱ　想定回収率 過去の全国の実績有効回答率を基に品目ごとに設定している。